

三ツ境庁舎総合建物管理業務委託に係るプロポーザル方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する三ツ境庁舎総合建物管理業務委託（以下「本業務委託」という。）について、プロポーザル方式により契約候補者を特定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 本業務委託は、神奈川県内広域水道企業団プロポーザル方式実施要領（平成29年1月25日施行）第1条に規定する業務に該当しないものとし、同要領及び神奈川県内広域水道企業団プロポーザル審査委員会設置要綱（平成25年4月1日施行）の規定は、本業務委託に係るプロポーザル方式には適用しない。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 本業務委託の発注に際して、公告により参加者を募り、参加資格を有すると認めた者から本業務委託に係る実施方針、実施体制及び業務の履行に関する企画提案書及びその添付書類（以下「企画提案書等」という。）の提出を受け、必要に応じてヒアリングを実施した上で、当該企画提案書等の審査及び評価を行い、本業務委託の履行に最も適した契約候補者を特定する方法をいう。
- (2) 契約権者 契約規程(昭和44年神奈川県内広域水道企業団企業管理規程第8号)第2条第3号に規定する企業長又は企業長から委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。
- (3) 入契審査委員会 入札及び契約審査委員会設置要綱(平成24年1月20日施行)の規定に基づき、企業団の発注に係る契約に関して、入札・契約制度の改善及び適正な運用を行い、その透明性及び公正性を確保するために設置する組織をいう。
- (4) 所管部長 本業務委託を発注する所属を所管する部長をいう。
- (5) 参加説明書 第9条第2項に規定する参加説明書をいう。

(プロポーザル方式による理由)

第3条 本業務委託は、企業団の事業運営上の重要施設である三ツ境庁舎の維持管理に当たり、災害時等の緊急事態における確実な業務実施体制を確保することから、当該体制に係る提案を評価した上で、競争入札によらず、プロポーザル方式により契約候補者を特定する。

(委員会の設置)

第4条 所管部長は、本業務委託に係るプロポーザル方式の実施に当たり、次に掲げる事項を審査させるため、三ツ境庁舎総合建物管理業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 企画提案書等の評価基準に関すること。

(2) 企画提案書等の特定に関すること。

(3) その他所管部長が必要と認める事項

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

3 委員長は所管部長、副委員長及び委員は企業団の職員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 委員等の任期は、指名の日から本業務委託に係る契約の締結の日までとする。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員等の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、緊急を要する場合その他会議を開くいとまがないと認める場合は、会議の開催に代えて、委員等への持ち回りにより審査し、その結果をもって前項の議決とすることができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 委員会は、審査に必要があると認めるときは、外部の学識経験者に依頼し、その意見又は説明を受けることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員会の委員等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(参加資格の付議)

第8条 契約権者は、本業務委託に係るプロポーザル方式の手続開始に係る公告に先立ち、参加資格について、入契審査委員会に諮るものとする。

(手続開始に係る公告)

第9条 契約権者は、前条の規定による付議を経た後、本業務委託に係るプロポーザル方式の手続開始に係る事項を、かながわ電子入札共同システムにより公告するものとする。

2 前項の公告には、次に掲げる事項を記載した参加説明書を添付するものとする。

(1) 業務名、業務内容及び履行期間

(2) 参加資格

- (3) 企画提案書等の評価基準
- (4) 参加表明書の記載事項、提出期限、提出場所及び提出方法
- (5) 企画提案書等の作成様式、記載上の留意事項、提出期限、提出場所及び提出方法
- (6) 参加資格の確認結果の通知及びその理由の説明の請求に関する説明
- (7) 業務内容に関する質問の受付期間、提出方法及び回答方法
- (8) ヒアリングを実施する場合は、その日時、場所等
- (9) 参考見積を求める場合は、その提出方法及び取扱い
- (10) 企画提案書等の特定通知及び非特定通知に関する説明
- (11) 評価点が同点となった場合の措置
- (12) 企画提案書等の取扱い（提出後の記載内容の変更及び追加資料の受理の可否並びに公文書開示請求の対象となる旨を含む。）
- (13) その他契約権者が必要と認める事項

(参加表明手続)

第10条 プロポーザル方式に参加を希望する者は、参加説明書に定めるところにより、参加表明書及び必要書類を提出しなければならない。

(参加資格の確認)

第11条 契約権者は、前条の規定に基づき参加表明書を提出した者（以下「参加表明者」という。）について、参加説明書に定める参加資格を有するかどうかを確認し、その結果を参加説明書に定める期日までに参加表明者に対して通知する。

2 前項の通知において、参加資格を有することが認められなかった者に対しては、その理由を付して通知するものとする。

3 第1項の通知により参加資格を有することが認められなかった者は、参加説明書に定める期日までに、書面によりその理由について説明を求めることができる。

4 第1項の規定による確認の結果、参加資格を有すると認めた者が1者である場合であっても、企画提案書等を受理し、第13条の規定により委員会の審査に付する。

(企画提案書等の提出)

第12条 プロポーザル方式に参加を希望する者は、参加説明書に基づき、企画提案書等を提出しなければならない。

2 参加説明書に定める場合を除き、参加説明書に定める書類以外の資料の受理及び企画提案書等の提出後における記載内容の変更は、認めないものとする。

3 契約権者は、企画提案書等の提出時又はヒアリング実施時に、参考見積を求めることができる。

4 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、企画提案書等の提出者の負担とする。

5 提出された企画提案書等は、返却しない。

6 企業団は、企画提案書等を、提出者に無断で、この要綱に基づく審査、評価及び特定の

結果の公表以外の目的に使用しない。

- 7 前項の規定は、神奈川県内広域水道企業団情報公開条例（平成15年神奈川県内広域水道企業団条例第1号）の規定による開示を妨げるものではない。

（企画提案書等の特定）

第13条 委員会は、第11条第1項の確認において参加資格を有すると認められた者が提出した企画提案書等について、参加説明書に定める評価基準に基づき評価を行い、必要に応じてヒアリングを実施し、本業務委託に最も適した提案を行ったと認められる企画提案書等を特定する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定により特定された企画提案書等に次いで評価の高い企画提案書等を次点として定めることができる。

- 3 委員長は、企画提案書等を特定したときは、その結果を契約権者に通知する。

- 4 契約権者は、特定された企画提案書等の提出者に対しては、その旨を、特定されなかった企画提案書等の提出者に対しては、その旨及びその理由を通知する。

（特定結果の公表）

第14条 契約権者は、前条第4項の通知を行った後、速やかに、企画提案書等の特定結果を企業団ホームページにおいて公表する。

（参加資格の喪失及び失格）

第15条 参加表明者又は企画提案書等の提出者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該者は本業務委託に係る企画提案を行うことができないものとし、既に提出された企画提案書等は無効とする。

（1） 参加説明書において定める参加資格要件を満たさないことが判明したとき。

（2） 参加説明書において定める失格事項のいずれかに該当したとき。

- 2 特定された企画提案書等の提出者が、本業務委託に係る契約の締結までの間に前項各号のいずれかに該当することとなったときは、契約権者は当該特定を取り消すものとする。この場合において、第13条第2項の規定により次点とされた企画提案書等があるときは、契約権者は委員会の意見を聴いて、当該企画提案書等を特定することができる。

- 3 前2項の場合においては、契約権者は当該者に対し、理由を付して通知しなければならない。

- 4 第1項第2号の規定により失格となった場合において、その原因となった行為が虚偽の記載、不正な行為又は著しく社会的信用を損なう行為等の不誠実な行為に該当するときは、指名停止等措置要領（平成4年1月1日施行）に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。

（契約依頼）

第16条 総務課長は、第13条第3項の通知が行われたときは、特定された企画提案書の提出者を契約候補者として、契約検査課に対して本業務委託に係る契約依頼を行う

ものとする。

(入契審査委員会の審議)

第17条 契約検査課長は、前条の契約依頼が入契審査委員会の所掌するところである場合には、当該契約依頼に係る契約候補者を指名業者として選定することの適否等について、入契審査委員会の審議に付するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、本業務委託に係るプロポーザル方式の実施に関し必要な事項は、所管部長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年10月5日から施行する。
- 2 この要綱は、本業務委託に係る契約の締結の日限り、その効力を失う。ただし、第6条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。